

徳島県規則第五十一号

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和五年十二月二十七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県優良宅地認定事務に関する規則の一部を改正する規則

徳島県優良宅地認定事務に関する規則（平成十八年徳島県規則第四十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二項第六号中「第十三条の三第九項第二号ロ」を「第十三条の三第八項第二号ロ」に、「第二十一条の十九第十項第二号ロ」を「第二十一条の十九第九項第二号ロ」に改める。

様式第一号及び様式第七号中「~~宅地造成特許法~~」を「~~宅地造成及び特定陸揚地造成~~」に改める。

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の徳島県優良宅地認定事務に関する規則の様式に相当する改正前の徳島県優良宅地認定事務に関する規則に定める様式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができるものとする。